

議員提出議案第16号

衆議院小選挙区の区割り改定において市区町村の区域を分割する場合は最大限の慎重さをもって行うことを求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条第2項の規定により提出します。

平成28年12月22日

芦屋市議会議長 畑中 俊彦 様

| | | |
|-----|---------|--------|
| 提出者 | 芦屋市議会議員 | 中島 健一 |
| | 〃 | 帰山 和也 |
| | 〃 | 森 しずか |
| | 〃 | 寺前 尊文 |
| | 〃 | 山田 みち子 |
| | 〃 | いとう まい |
| | 〃 | 長谷 基弘 |
| | 〃 | 前田 辰一 |

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣

衆議院小選挙区の区割り改定において市区町村の区域を分割する場合は
最大限の慎重さをもって行うことを求める意見書

衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差の是正措置として、平成28年5月27日に「衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律」（平成28年法律第49号）及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第228号）が公布され、平成27年の国勢調査結果に基づき、衆議院議員選挙区画定審議会（以下、「審議会」という。）において暫定措置としての選挙区の改定案の作成作業が進められている。

審議会においては、既に関係都道府県知事への意見照会も行われ、区割り改定案の作成方針（いわゆる区割り基準）の審議・決定、具体的な区割りの審議を経て、来年5月には勧告されようとしている。

区割り改定については、少なくとも平成27年の日本国民の人口及び平成32年見込人口における人口基準に適合するよう各選挙区の区域の一部を、隣接する選挙区のいずれかへ編入することが考えられることから、本市議会としても改定案作成作業の行方を特別注視しているところである。

人口較差は早急に是正すべきものではあるが、小選挙区から衆議院議員を選出することは、地域の代表者として地域の実情に応じた声を国政に反映することであり、その意味においては、大規模国勢調査の結果を反映するまでの間の暫定的な措置とはいえ、区割り改定のために市区町村域をやむを得ず分割する場合は、その市区町村の歴史的経過、地理的条件、経済圏及び生活圏を考慮し、同じ市区町村でありながら選挙区が異なることが有権者の混乱を招くことのないよう、最大限の慎重さをもって判断すべきであり、単なる数合わせのために分割することがないよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

芦屋市議会